

お知らせ

H30.7.7
愛媛県災害対策本部
(保健福祉課)
(内線 3564)

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害にかか
る災害救助法の適用について

平成 30 年 7 月 5 日からの平成 30 年台風第 7 号及び前線等に
伴う大雨により、宇和島市、大洲市、西予市において、多数の
者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じてお
り、避難して継続的に救助を受ける必要があることから、災害
救助法を 7 月 5 日から適用しましたので、お知らせします。

なお、被害の状況、同法に基づく救助の内容等は、別紙のと
おりです。

○適用市町

宇和島市、大洲市、西予市

被害の状況等

○災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・平成30年7月5日からの平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、県下各地に多数の被害が発生。
- ・被害の詳細はなお調査中で、今後増加する見込みであるが、宇和島市、大洲市及び西予市において「多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、避難して継続的に救助を受ける必要がある」状況。

○被害の状況

【宇和島市】

- ・吉田町地域において、土砂災害が多数発生し、それに伴い住家被害が発生し、避難が必要となっている状況（戸数・避難者数等は現在確認中）

【大洲市】

- ・肱川の水位が堤防を越え、菅田地区、大川地区、東大洲地区、阿蔵地区において、住家被害が発生し、避難が必要となっている状況（戸数・避難者数等は現在確認中）

【西予市】

- ・宇和川の水位が堤防を越え、野村地域において、住家被害が発生し、避難が必要となっている状況（戸数・避難者数等は現在確認中）

○救助の内容

- ・避難所の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・被災者の救出 等